

令和7年度 産業まちづくり推進プロモーション委託業務基本仕様書

1 業務の名称

令和7年度 産業まちづくり推進プロモーション委託業務

2 適用範囲

本業務は、契約書及び本仕様書に基づき実施しなければならない。

3 業務の目的

茅野市は、第6次総合計画において、様々な「交流」の力を発揮し、「幸せを実現できるまち」の具現化を目指す姿として、「活力と魅力があふれる稼げるまち」を掲げている。

産業まちづくり推進プロモーションは、メディアの伝播力を活用し、茅野市のまちづくりの取り組みを全国的に周知し、新たな人材を呼び込み、様々な交流を生むことを目的としたプロモーションを実施するものである。受注者は、自社の放送網を活用し、制作番組において、ベルビアの再生や女性起業支援等を題材とした番組を制作し、地上波オンエアとWeb発信を連動させたメディアプロモーションを行う。

また、茅野市は「インキュベーション施設等都市間連携プロジェクト」で、茅野市一虎ノ門地区間におけるモデルプロジェクトの選定を受けている。このことから、番組制作の過程においては、ARCH・CICと連携した拠点間交流のコーディネートを実施し、UIJターンを検討する若者や女性が新たに当市に住み続けたいと考える関係人口の創出・拡大や人材育成につながる取り組みを行う。

4 業務場所

茅野駅周辺を中心とした茅野市全域

5 業務の内容

- (1) 茅野市の関係人口の創出・拡大を目的とした地上波オンエアとWeb発信を連動させたメディアプロモーション
- (2) ベルビア再生事業との連動
- (3) 女性や若者を対象とした起業・創業に向けた支援事業との連動
- (4) ARCH・CICと連携した拠点間交流のコーディネート
- (5) その他必要な業務

6 業務の詳細

(1) 産業まちづくり推進のためのメディアプロモーション業務

- ・本業務を遂行するにあたり、必要な知見を持つ企業を募る場合は、本市と協議を行い、選定すること。また、選定した各参画企業との連携調整を行うこと。
- ・本事業の実施にあたり、効果的と考えられるものについて、本市へ提案を行い、委託金額の範囲内で、実施すること。
- ・伴走型の支援とし、来年度以降の継続支援方針を決定すること

(2) その他必要な業務

- ・地域課題の解決及び地域活性化に関する必要な取組みに関すること
- ・本業務遂行に当り、本仕様書の事項に疑義が生じた場合には、本市と協議のうえ、その意図を十分に把握した後着手し、速やかに処理すること。

7 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

8 事業予算

10,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

9 成果品

当業務の成果品は次のとおりとし、受注者は、令和8年3月31日（火）までに実施した事業に係る業務完了後速やかに市へ提出すること。また、このほかに必要となる書類がある場合は、市と協議して決定すること。

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 実績報告書 | 一式 |
| ② 関連資料 | 一式 |
| ③ デジタルデータ（デジタル記憶媒体等に納めたもの） | 一式 |

10 特記事項

(1) 業務に関する法規への対応

受注者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

(2) 著作権等

- ・本業務の実施により生じた映像に関わる成果物（中間成果物）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて受注者に帰属する。本市が利用を希望する場合は、その都度別途協議し詳細を決定するものとする。
- ・本件業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載の

ない事項であっても業務の範囲とする。それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。

(3) 機密保持

ア 受注者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、関連業者が提示した情報及び受注者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。

イ 受注者は、本受託業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

(ア) 受注者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。

(イ) 受託業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。

(ウ) 受託業務完了後は、情報を削除または返却し、受注者において当該情報を保持しないこと。

ウ 茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

11 その他

業務の遂行に当たっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

受託者は業務の完了に際し、茅野市による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務委託の完了とする。